

公的年金が、生涯にわたる生活補償としての機能を十分発揮できるのは、現役世代が納める保険料が高齢世代の生活を支え、現役世代が高齢になったときには、次の世代が納める保険料が生活を支えてくれる…という「世代間扶養」の仕組みができています。

このため、20歳以上の人（学生さんも例外ではありません）は国民年金への加入が義務づけられています。成人を迎えられた皆さん国民年金への加入をお忘れなく！

学生や病気、失業などいろいろな事情で、保険料を納めることが困難な人は、国民年金担当窓口にて申請して承認されれば保険料が免除されます。ご相談ください。

（印鑑・学生の場合は学生証が必要です）



**市役所保険年金課国民年金担当**  
(☎66-1101)

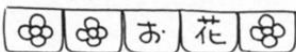
次の場合は、届け出が必要です。

- ・会社等を退職した場合
- ・転職した場合
- ・結婚して第3号被保険者になる場合



次の場合は、届け出が必要です。

- ・配偶者が退職、転職した場合
- ・配偶者の健康保険の扶養からはずれた場合



## こんなときは こんな年金が

### 老齢基礎年金

平成7年度 年額 785,500円

20歳から60歳までの40年間保険料を納めると、65歳から満額の年金を生計受けることができます。ただし、保険料を納めた期間（厚生年金等加入期間を含む）が25年に満たない場合は、年金が受けられません。

### 障害基礎年金

平成7年度 1級 981,900円  
2級 785,500円

万一事故や病気で障害者になったときは、障害の程度により年金を生計受けることができます。ただし、未加入であったり保険料の未納期間が1/3以上あると、年金を受けることができません。

### 遺族基礎年金

平成7年度 年額 1,011,500円

ご主人に先立たれたとき、生計を共にしていた18歳未満の子がいる妻または子が受けられます。ただし、未加入であったり保険料の未納期間が1/3以上あると、年金を受けることができません。